

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 概要資料

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)が改正されたため、県の基準条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設の長(以下「乳児院等の長」という。)の任用要件のうち、児童福祉事業または社会福祉事業に従事していた期間を勘案するものについて、相談援助業務に従事していた期間を勘案することとする。
- (2) 本条例の施行前に乳児院等の長として勤務した者が、本条例の施行後も引き続き職員として業務を行うことができることとするため、当該乳児院等の長を本条例による改正後の基準に規定する乳児院等の長として勤務した者とみなす経過措置を設ける。

3 施行期日

令和4年4月1日

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 64 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設の長の任用要件のうち、児童福祉事業または社会福祉事業に従事していた期間を勘案するものについて、相談援助業務に従事していた期間を勘案することとします。（別表第 3 および別表第 13 関係）

(2) その他

ア この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1および別表第2 省略</p> <p>別表第3 (第6条関係)</p> <p>乳児院の設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>(4) 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものとする。</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間が3年以上であるものまたは厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの</p> <p>(ア) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u></p> <p>(国、都道府県または市町村の内部組織における<u>児童福祉</u>に関</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1および別表第2 省略</p> <p>別表第3 (第6条関係)</p> <p>乳児院の設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>(4) 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものとする。</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間が3年以上であるものまたは厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの</p> <p>(ア) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>(法第13条第3項第2号に規定する業務をいう。以下同じ。)</p> <p>(国、都道府県または市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u></p>

する事務を含む。)に従事した期間

(イ) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

(ウ) 省略

(5) 省略

3から7まで 省略

別表第4から別表12まで 省略

別表第13(第6条関係)

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

1 職員

(1)から(4)まで 省略

(5) 児童自立支援施設の長(以下この表において「施設長」という。)は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)に定める児童自立支援専門員養成所(以下「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修またはこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものとする。

アからウまで 省略

エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間を合計した期間(以下この項に

を含む。)に従事した期間

(イ) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

(ウ) 省略

(5) 省略

3から7まで 省略

別表第4から別表12まで 省略

別表第13(第6条関係)

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

1 職員

(1)から(4)まで 省略

(5) 児童自立支援施設の長(以下この表において「施設長」という。)は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)に定める児童自立支援専門員養成所(以下「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修またはこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものとする。

アからウまで 省略

エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間を合計した期間(以下この項に

において「児童福祉事業等従事期間」という。)が5年(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年)以上であるもの

(ア) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、指定都市または児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

(イ) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

(ウ) 省略

(6) 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者とする。こと。

アからウまで 省略

エ 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。エにおいて同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であつて、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が2年以上であるもの

オ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修了した者であつて、児童自立支援事業に従事した期間が

において「相談援助業務等従事期間」という。)が5年(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年)以上であるもの

(ア) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県、指定都市または児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

(イ) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

(ウ) 省略

(6) 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者とする。こと。

アからウまで 省略

エ 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。エにおいて同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であつて、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは相談援助業務等従事期間が2年以上であるもの

オ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修了した者であつて、児童自立支援事業に従事した期間が

1年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が2年以上であるもの

カ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が2年以上であるもの

キ 学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学が認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童自立支援事業に従事した期間が3年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が5年以上であるもの

ク 省略

(7)および(8) 省略

2から4まで 省略

別表第14 省略

1年以上であるものまたは相談援助業務等従事期間が2年以上であるもの

カ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは相談援助業務等従事期間が2年以上であるもの

キ 学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学が認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童自立支援事業に従事した期間が3年以上であるものまたは相談援助業務等従事期間が5年以上であるもの

ク 省略

(7)および(8) 省略

2から4まで 省略

別表第14 省略